

令和5年6月23日
地域創生部文化財保護課
文化財活用係
電話 027-897-2925 内線 2925

国重要文化財（建造物）の新規指定について

令和5年6月23日（金）に国の文化審議会（会長 ^{さとう まこと} 佐藤 信）が開催され、本県所在の建造物1件の指定が答申されました。

群馬県としては、令和元年度から実施した近世寺社総合調査の成果が今回の指定へと繋がったと考えています。

1 答申が行われた本県所在の建造物

天満宮 2棟（本殿・幣殿・拝殿 1棟、末社春日社本殿 1棟）

（所在地：桐生市天神町1丁目） 詳細は別添資料を参照

- ・通称：桐生天満宮
- ・本殿・幣殿・拝殿は寛政年間（18世紀末）から享和年間（19世紀初期）にかけて造営されたもので、精巧な彫刻や彩色によって濃密に装飾され、江戸時代後期の北関東を代表する神社建築の一つです。
- ・末社春日社本殿は17世紀初期に遡る建物で、県内でも有数の古さを誇ります。

2 群馬県内の国宝・重要文化財（建造物）数（官報告示後）

- ・27件、82棟（うち国宝1件、3棟を含む） （1件、2棟の増）

3 関係機関 連絡先

- ・桐生市教育委員会文化財保護課 0277-46-1111（内622）

天満宮（桐生市）の重要文化財指定について

- ① 天満宮（通称：桐生天満宮）の建物2棟が、新たに国の重要文化財に指定されます。
- ② 本殿・幣殿は精緻な彫刻と彩色による装飾を特徴とします。拝殿は比較的簡素な造りですが、本殿・幣殿と一体で整備されました。江戸時代後期の北関東を代表する神社建築の一つです
- ③ 末社春日神社本殿は17世紀初期に遡る建物で、県内でも有数の古さを誇ります。

1 名称及び員数

^{てんまんぐう}天満宮 2棟（所有者：宗教法人 天満宮）

^{ほんでん} 本殿・ ^{へいでん} 幣殿・ ^{はいでん} 拝殿	1棟		
^{つげたり} 附	^{くうでん} 宮殿	1基、	^{むなふだ} 棟札 4枚
	^{えず} 絵図	1枚、	^{もんじよ} 文書 1冊
^{まつしゃかす} 末社春日社 ^{がしやほんでん} 本殿	1棟		
^{つげたり} 附	^{まつしゃはたがみじんじゃほんでん} 末社機神神社本殿	1棟	

2 所在地

群馬県桐生市天神町1丁目218番地

3 概要

(1) 天満宮

- 天満宮は、天正19年（1591）に現在地に遷座したと伝えられ、そこを基点として桐生新町の町並みが成立しました。
地元では桐生天満宮として親しまれています。
- 天満宮が位置する桐生市天神町周辺は、織物生産業で発展してきた歴史的風致を色濃く残しており、平成24年（2012）には重要伝統的建造物群保存地区「桐生市桐生新町」に選定されています。

(2) 指定となる建物の特徴

① ^{ほんでん}本殿・^{へいでん}幣殿・^{はいでん}拝殿

- 本殿・幣殿・拝殿が一体化した「^{ごんげんづくり}権現造」の形式です。
- 平成2年（1990）9月に「天満宮社殿」として群馬県の重要文化財に指定されました。
- 本殿・幣殿は寛政元年（1789）の上棟で、内外が彫刻・漆塗・彩色・絵画・金具により濃密に装飾され、その範囲は土台や柱にまで及びます。神社建築の装飾化が最も発達した段階であり、建物全体を立体的な彫刻で埋め尽くしているのが特徴です。外

部壁面には、中国の故事等を題材にした彫刻が嵌め込まれました。

- ・本殿・幣殿の彫物棟梁を務めたせきぐちぶんじろう関口文治郎は、桐生市のくりゅう栗生神社本殿（県重文 寛政2年（1790））、高崎市の榛名神社本社・幣殿・拝殿（国重文 文化3年（1806））等の彫刻を手掛けた名匠として知られます。
- ・拝殿は享和2年（1802）の上棟で、本殿・幣殿に遅れて完成しました。装飾性を押さえた比較的簡素な造りをしています。
- ・精緻な彫刻と彩色で埋め尽くされた本殿・幣殿は、建築装飾の発達と工匠の高い技術を示します。拝殿は比較的簡素な造りですが、本殿・幣殿と一体で整備されました。重層的な価値を有す、江戸時代後期の北関東を代表する神社建築の一つです。
- ・県内における同時期の神社建築としては、高崎市榛名神社本社・幣殿・拝殿（国指定重要文化財、文化3年（1806））があります。

② まつしやかすがしやほんでん末社春日社本殿

- ・本殿後方に所在する比較的小型の建物です。
- ・平成3年（1991）11月に「天満宮末社春日社」として桐生市の重要文化財に指定されました。
- ・様式等から17世紀初期の建築とみられ、天満宮境内で最も古い建物です。彫刻・彩色による装飾化が進む以前の、古い段階の神社建築の特徴を示します。
- ・県内でも有数の古さを誇る神社建築です。

【参考】群馬県内における17世紀初期以前の寺社建築

- ・雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿 板倉町 天文16年（1547） 国重文
- ・薬師堂（日向見薬師堂） 中之条町四万 慶長3年（1598） 国重文
- ・渋川八幡宮本殿 渋川市 慶長7年（1602） 県重文
- ・玉村八幡宮本殿 玉村町 慶長15年（1610） 国重文
- ・こうざけ上野総社神社本殿 前橋市 元和2年（1616） 県重文

③ つげたり附

- ・本殿内部に安置された小建築であるくうでん宮殿1基、建物の建築年代等を記したむなふだ棟札4枚、社殿造営の計画資料である絵図1枚・もんじよ文書1冊については、社殿の建立年代や建築の経緯を示す貴重な資料であることから、つげたり附指定として保存が図られます。
- ・まつしやはたがみじんじやほんでん末社機神神社本殿は、桐生市天神町3丁目にあった菅原神社から明治41年（1908）に移築された小社で、現在はおおいや覆屋で保護されています。寛政4年（1793）に完成した、彩色や彫刻による装飾に富んだ社殿で、天満宮本殿・幣殿と同時期にあたります。本殿等に関連する建物であることから、つげたり附指定として保存が図られます。

4 指定基準について

指定基準「（3）歴史的価値の高いもの」及び

「（5）流派的または地方的特色において顕著なもの」

※国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部）

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、改正・平成8年10月28日文部省告示第185号)

重要文化財

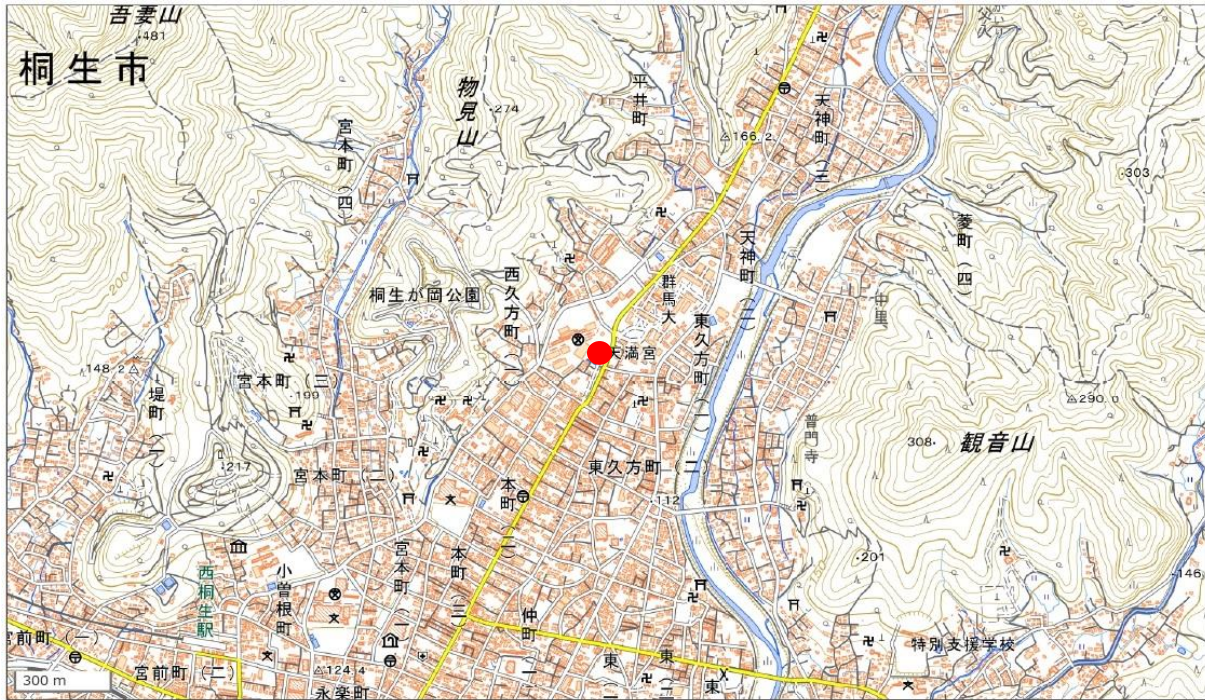
建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

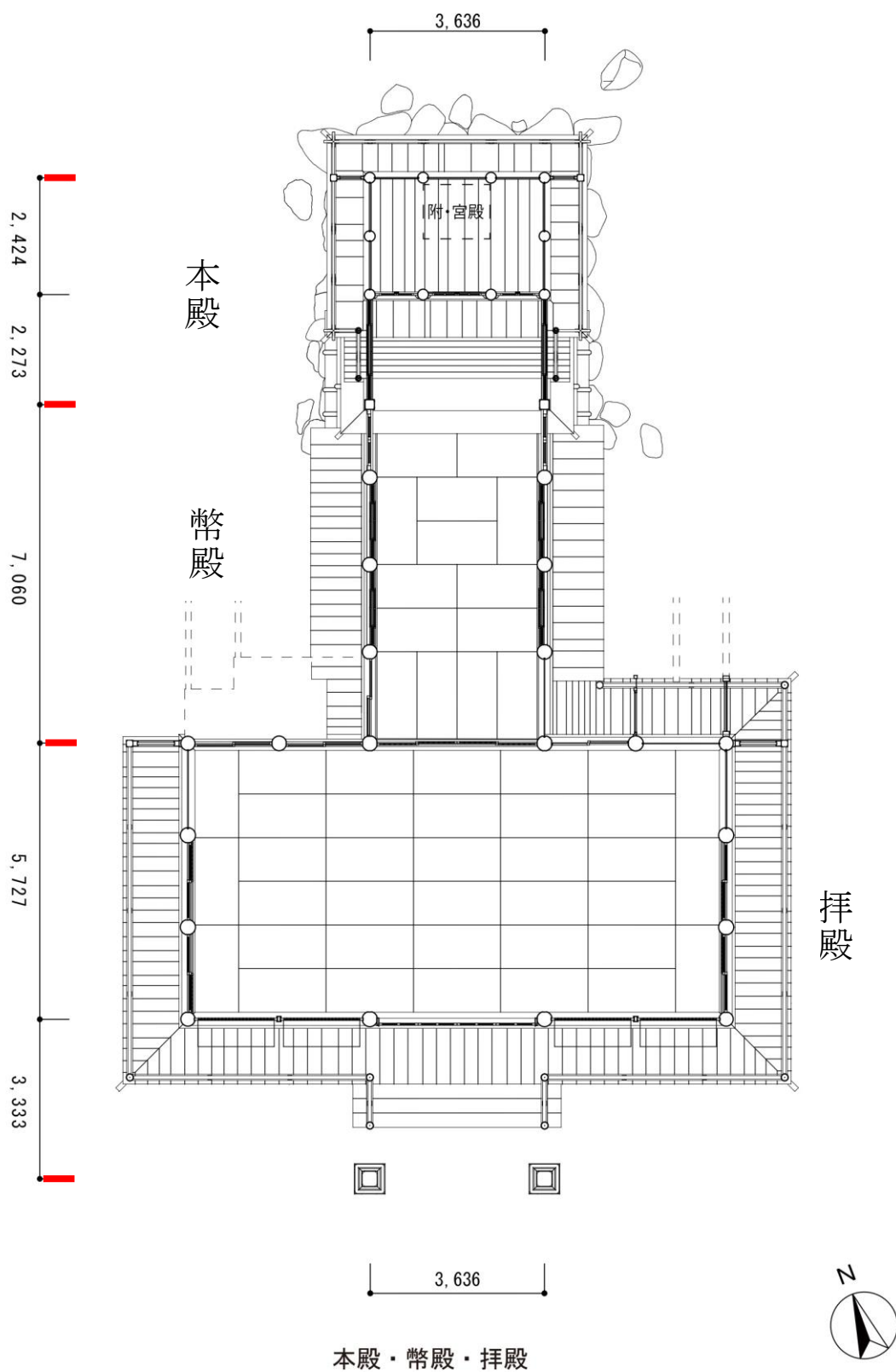
5 位置図



6 天満宮境内 建物配置図



7 本殿・幣殿・拝殿 平面図



本殿・幣殿・拝殿

8 写真

1 天満宮 拝殿 南から (群馬県提供)

2 天満宮 本殿・幣殿 (側面) 西から (群馬県提供)

